

# 特記仕様書

札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、駒岡真駒内線（真駒内615番4地先～駒岡清掃工場横線間）道路予備検討業務（以下「業務」という。）の仕様は、以下のとおり定める。

## 1 業務の目的

本業務は、駒岡清掃工場更新事業に伴う周辺道路整備に必要な調査、検討を行うものである。

## 2 業務の名称

駒岡真駒内線（真駒内615番4地先～駒岡清掃工場横線間）道路予備検討業務

## 3 業務の場所

札幌市南区真駒内615番4地先ほか

## 4 業務期間

契約締結日より令和2年3月25日まで

## 5 仕様書

本業務に係る項目は本仕様書及び下記仕様書による。

道路事業設計要領、道路構造令の解説と運用、道路土工各指針、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、道路の交通容量、改訂路面標示設置の手引き、札幌市土木設計業務共通仕様書、北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、地盤調査の方法と解説、札幌市歩道施工ガイドライン、札幌市土木工事標準設計図集、札幌市土木工事共通仕様書、道路の移動円滑化ガイドライン、その他関連する仕様書、指針による。

## 6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。また、成果報告書のうち、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

### (1) 契約後速やかに提出する書類

- |              |    |
|--------------|----|
| ①業務着手届       | 2部 |
| ②業務実施計画書     | 2部 |
| ③業務工程表       | 2部 |
| ④業務責任者等指定通知書 | 2部 |

### (2) 業務完了時に提出する書類

- |        |    |
|--------|----|
| ①業務完了届 | 2部 |
| ②成果報告書 | 3部 |

③参考資料 一式

④電子データ 一式

(3)その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

## 7 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。

## 8 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 9 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

## 10 関係機関との協議

本業務の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 11 冬期歩掛補正

冬期補正率3%とする。

## 12 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。技術上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 13 環境に配慮した業務履行

受託者は環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

## 14 設計協議について

設計協議については、初回打合せ・中間打合せ5回・成果品納入時の計7回とする。なお、各打合せには主任設計者が立会うこと。

## 15 予備設計について

- (1) 設計区間は車道及び歩道の拡幅を行うものとする。
- (2) 設計にあたっては現地の地形ならびに交通状況を把握し、工事材料に関する経済的条件を考慮して、最も現地に適した設計を行うものとする。
- (3) 整備に伴い支障となる物件等(既存施設、樹木、柵、側溝・防護施設・人孔修正・境界杭・道路占用物件など)については、調書にまとめること。
- (4) 交差点設計は、交差する道路が2車線(対面)未満であるため、道路予備設計に含まれる。

## 16 測量

### 16-1 資料収集

- (1) 法務局(法務局・支局・出張所) 資料
  - ① 地図
  - ② 地積測量図
  - ③ 土地登記簿
- (2) 国土地理院北海道地方測量部資料
  - ① 街区基準点成果(必要に応じて)
- (3) 過年度測量成果資料
- (4) 地下埋設物資料

埋設物管理者に埋設物の有無を照会し、埋設物が存在するときには原則として資料を入手又は転写すること。

- ① 下水道施設
- ② 上水道施設
- ③ ガス施設
- ④ 電力施設
- ⑤ 通信施設
- ⑥ 融雪装置(ロードヒーティング)
- ⑦ その他(道路用地内に埋設する管理者が明らかな施設)

### 16-2 基準点測量

3級基準点測量は、スタティック法又は短縮スタティック法によるGNSS測量で行うこと。

### 16-3 水準測量

- (1) 3級水準測量はGNSS測量を想定している。GNSS測量については以下のマニュアル及びその他関係資料を準用すること。
  - ア GNSS測量による標高の測量マニュアル(国土交通省国土地理院H29.4)
  - イ 衛星測位を活用した測量の効率化 <GNSS測量による標高の測量マニュアル>利用手引き(国土交通省国土地理院測地部 H26.4)

(2) 3級水準測量の新点位置について、担当職員と協議すること。

(3) データ内容及び構造については、以下のマニュアルを準用すること。

ア 水準測量(新設・再設・移転)製品仕様書 応用スキーマ (国土地理院 H26.4)

(4) データ品質については、以下のマニュアルを準用すること。

ア 水準測量(新設・再設・改測・地盤変動調査)製品仕様書 品質の要求及び評価(国土地理院 H26.4)

16-4 線形決定は、条件点の観測を行い、担当職員と協議し決定すること。

16-5 写真撮影範囲

(1) 玄関前・車庫等出入口(必要に応じて)

(2) 道路付属物(照明灯、標識、防護柵、雨水桝、溜桝、路面表示等)

(3) 基準点及び仮BM(街区基準点含む)

(4) 境界石、境界標、境界鉋(亡失している箇所については、想定地点を撮影すること)

(5) 路線状況(測点及び交差点部の前後左右)

(6) 作業状況(安全対策状況含む)

(7) 道路占用物(電柱、消火栓、止水栓等)

## 17 地質調査

(1) 調査位置については、現地条件及び既存周辺資料等を勘案の上、受託者が素案を作成し、担当職員と協議して決定する。

(2) 調査方法については、各要領・指針等により、適切に行うこと。

(3) 既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめを実施する。

(4) 納入成果品については、各試験結果の試験表及び試験結果・報告書を製本し2部提出する。

## 18 その他

(1) 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

① 主任設計者は、下記資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)を満たす者とする。

② 照査技術者は、下記資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)を満たす者とする。

(2) 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。

業務着手時に、資格者であることを証明できる書類(登録証の写し)を提出すること。なお、資格要件(Ⅰ)で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類(登録証明の写し)を提出すること。

(3) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

資格要件分類表

| 要件分類     | 資 格  |   |
|----------|--|---|
|          | 主任設計者  | 照査技術者                                       |
| 資格要件 (Ⅰ) | 技術士(建設部門－ <u>道路</u> 、総合技術監理部門－建設－ <u>道路</u> )、RCCM( <u>道路</u> )のいずれかの資格保有者。                          |   |
| 資格要件 (Ⅱ) | 技術士(建設部門、総合技術監理部門－建設)、RCCM( <u>道路</u> )のいずれかの資格保有者。  |   |
| 資格要件 (Ⅲ) | 技術士(建設部門、総合技術監理部門－建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上)実務経験を有する者。 | 技術士(建設部門、総合技術監理部門－建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者。 |
| 資格要件 (Ⅳ) | 技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について(大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上)実務経験を有する者。                  | 技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者。              |

別表1

|      |               |
|------|---------------|
| RCCM | 河川、砂防及び海岸・海洋  |
|      | 港湾及び空港        |
|      | 道路            |
|      | 鉄道            |
|      | 造園            |
|      | 都市計画及び地方計画    |
|      | 鋼構造及びコンクリート   |
|      | トンネル          |
|      | 施工計画、施工設備及び積算 |
|      | 建設環境          |

別表2

|     |                  |                 |
|-----|------------------|-----------------|
| 技術士 | 建設、総合技術監理－建設     | (科目問わず)         |
|     | 上下水道、総合技術監理－上下水道 | 上下水道及び工業用水道、下水道 |
|     | 農業、総合技術監理－農業     | 農業土木            |
|     | 森林、総合技術監理－森林     | 森林土木            |
|     | 水産、総合技術監理－水産     | 水産土木            |
|     | 応用理学、総合技術監理－応用理学 | 地質              |

別表3

|      |               |
|------|---------------|
| RCCM | 河川、砂防及び海岸・海洋  |
|      | 港湾及び空港        |
|      | 電力土木          |
|      | 道路            |
|      | 鉄道            |
|      | 上水道及び工業用水道    |
|      | 下水道           |
|      | 農業土木          |
|      | 森林土木          |
|      | 造園            |
|      | 都市計画及び地方計画    |
|      | 地質            |
|      | 土質及び基礎        |
|      | 鋼構造及びコンクリート   |
|      | トンネル          |
|      | 施工計画、施工設備及び積算 |
|      | 建設環境          |
| 水産土木 |               |

## 「個人情報取扱注意事項」

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## (参考資料)

本業務における設計の諸条件としては、下記の通りとする。

### 1 道路予備設計

| 設計条件項目 | 適用内容  | 設計条件項目   | 適用内容 |
|--------|-------|----------|------|
| 地形     | 丘陵地   | 道路環境関連施設 | 無    |
| 車線数    | 1～2車線 | 特殊法面     | 無    |
| 複断面    | 無     | 成果品の分割   | 無    |
| 暫定計画   | 無     | 路床入替等処理  | 有    |
| 歩道等設計  | 有     |          |      |

### 2 基準点測量

| 設計条件項目 | 適用内容 |
|--------|------|
| 伐採     | 無    |
| 地形     | 丘陵地  |
| 地域     | 耕地   |

### 3 水準測量

| 設計条件項目 | 適用内容 |
|--------|------|
| 測量場所   | 道路上  |
| 地形     | 丘陵地  |
| 地域     | 耕地   |

### 4 路線測量

| 設計条件項目 | 適用内容           | 設計条件項目   | 適用内容          |
|--------|----------------|----------|---------------|
| 地形     | 丘陵地            | 換算単曲線曲線数 | 2             |
| 地域     | 耕地             | 中心線側点間隔  | 中心間隔20m       |
| 交通量    | 0～1000台未満/12時間 | 横断測量間隔   | 幅45m未満, 間隔20m |

### 5 用地測量

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| 公図等転写   | 地域    | 耕地森林    |
|         | 筆数    | 41-45筆  |
|         | 筆平均面積 | 2292㎡以上 |
|         | 閲覧料   | 無       |
| 用地平面図作成 | 地域    | 耕地森林    |
|         | 筆数    | 36筆以上   |
|         | 筆平均面積 | 2292㎡以上 |
|         | 縮尺    | 1/500   |
| 境界測量    | 地域    | 耕地森林    |
|         | 筆数    | 41-45筆  |
|         | 筆平均面積 | 2292㎡以上 |

### 6 測量業務安全費

|    |     |
|----|-----|
| 地域 | その他 |
|----|-----|